

サラワク州政府官報
第1部（「A」シリーズ）
当局により公布

Vol. XXII (NS)

2014年6月10日

No. A1

2014年5月6日及び8日に州議会が可決し、2014年5月23日に Tuan Yang Terutama 州知事が裁可した以下の条例を、州憲法第26条(3)に従い公布する。

章の番号	略称
第 A163 章	2014年サラワク州生物多様性センター（改正）条例
州議会可決日	2014年5月6日
裁可日	2014年5月23日
官報による公布日	2014年6月10日

サラワク州法

第 A163 章

2014 年サラワク州生物多様性センター（改正）条例

1997 年サラワク州生物多様性センター条例[Cap. 24]の改正に関する条例

[]

サラワク州議会により制定される。

略称及び開始

1. 本条例は、2014 年サラワク州生物多様性センター（改正）条例と称することができるが、大臣が官報での通知により指定できる日付に効力を生ずる。

第 2 節の改正

2. 1997 年サラワク州生物多様性センター条例[Cap. 24]（本条例においては「現行の条例」という）の第 2 節を以下のとおり改正する。

(a) 「生物資源」及び「最高執行官」の定義を以下の新しい定義に置き換える。

『生物資源』は、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又は微生物若しくはその部分、個体群及びその他の生態系の生物学的な構成要素、並びにその派生物、及びこれに関連する情報を含む。

『最高執行官』とは、第 7 節(1)に基づき任命される評議会の最高執行官をいい、最高執行官の代理人又は一時的に最高執行官の職務を遂行するあらゆる者を含む。

(b) 「副議長」の定義の後に、以下の新しい定義を挿入する。

『派生物』は、天然に存在する化合物であって、遺伝の機能的な単位を有しているかどうかに関わらず、生物資源から派生、開発若し

くは合成されたもの、又は生物資源若しくは遺伝資源又はその一部、組織、若しくは抽出物の遺伝子発現又は代謝の結果生じたもの、及び当該化合物に関する情報を含む」。

(c) 「財政年度」の定義の後に、以下の新しい定義を挿入する。

「『遺伝資源』とは、遺伝の機能的な単位を持ち、人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する、植物、動物、微生物、菌類、又はその他に由来する素材をいう」。

(d) 「施設」の定義の後に、以下の新しい定義を挿入する。

「『研究及び開発』は、医薬、医療、治療、栄養学、産業又は農業における特性又は性質を判断するための、生物資源又はその機能性成分に関する、潜在的な商業開発目的を含むあらゆる目的でのあらゆる様式の調査、分析、評価、分離、試験、実験、検査又はスクリーニングを含む」。

第5節の改正

3. 現行の条例の第5節を以下のとおり改正する。

(a) 「、活性化化合物又はその医薬、医療、治療又は栄養学における特性に関する、又は農業を目的とする研究又はスクリーニング」を、第(c)項3行目の「研究」の直後に「及び開発」を挿入することで置き換える。

(b) 第(f)項において、

(i) 1行目の「調査」を削除し、「研究」の直後に「及び開発」を挿入する。

(ii) 最後の行の「調査及び研究」を削除する。

(c) 第(h)項2行目の「活性化化合物及び分子の」を削除し、「研究」の直後に「及び開発」を挿入する、及び

(d) 「又は医薬、医療、治療、栄養学、産業又は農業に関する製品」を、第(i)項3行目の「研究」の直後に「及び開発」を挿入することで置き換える。

第6節の改正

4. 現行の条例の第6節を以下のとおり改正する。

(a) 第(a)項 1 行目の「実施(carry)」の直後の「を継続する(on)」を「する(out)」に置き換える。

(b) 第(b)項をすべて以下に置き換える。

「(b) 研究及び開発のため、並びに第 5 節(c)に言及される目的で生物資源の抽出物の資料館を設定するため、生物資源の採集を実行する。」

(c) 第(b)項の直後に以下を新たに挿入する。

「(bb) 生物資源に関連する伝統的な知識へのアクセスを得る場合には、相互に合意する条件に基づく利益の配分を含む情報に基づく事前の同意が先住民から得られることを確保する」。

第 15A 節の新規追加

5. 第 15 節の直後に以下を新たに挿入することで、現行の条例を改正する。

「金銭の投資

15A. 評議会による責務の履行又は職務の遂行のための費用に即座に充てる必要がないすべての金銭は、2013 年金融サービス法[法律第 758 号]又は 2013 年イスラム金融サービス法[法律 759 号]に基づく許認可を交付されているあらゆる銀行又は金融機関、又は評議会が適宜承認する投資先又は証券に投資することができる。」

第 16 節の置き換え

6. 第 16 節を以下に置き換えることで、現行の条例を改正する。

「基金の充当

16. 基金の残高にある金銭は、以下の目的において充当できる。

(a) 評議会の運営費用、又は評議会の運営に関連する費用の支払い。

(b) 生物多様性センターの運営、管理及び経営。

(c) 評議会の職員又は被雇用者の給与、費用、準備基金拠出金、退職金、及び謝礼金。

(d) 評議会の職員又は被雇用者への貸付金の交付。

(e) 評議会に交付された貸付金の償還。

(f) 本条例の規定を実施するために必要なあらゆる費用の支払い。」。

第 21 節の改正

7. 現行の条例の第 21 節を以下のとおり改正する。

(a) 第(1)(a)項において、

(i) 「研究」の直後に「及び開発」を挿入する。

(ii) 「治療」の直後に読点及び「産業」を挿入する。

(iii) 「又は農業」の直後に「又はその機能性成分」を挿入する。

(b) 第(1)(b)項において、「研究」の直後に「及び開発」を挿入する。

(c) 第(2)項において、「科学的な調査若しくは実験、又は医療、医薬若しくは治療に関する研究及び開発」を「研究及び開発」に置き換える。

第 22 節の置き換え

8. 第 22 節を以下に置き換えることで、現行の条例を改正する。

「保護資源の採集に関する罰則

22. 評議会による許可証なしに保護資源をその生息地又は当該資源が存在する又は生育されている場所から採取する又は取り除くいかなる者も、違反行為を犯すことになる。罰則、(a) これが個人による場合、5 万リングット以上かつ 20 万リングットを超えない額の罰金、又は 5 年を超えない禁固刑、又はその両方、(b) これが法人による場合、10 万リングット以上かつ 50 万リングットを超えない額の罰金。」。

第 22B 節の改正

9. 第 22B 節を以下のとおり改正する。

(a) 傍注を以下の新しい傍注に置き換える。

「サラワク州の生物資源に関する研究及び開発の報告書の提出」。

(b) 「科学的な調査」の記述がある場合これをすべて削除する。

(c) 本節2行目及び5行目の「研究」の直後にそれぞれ「及び開発」を挿入する。

第26節の改正

10. 第26節の但書において「占有者(occupier of)」の直後に「当該の土地又は(such land or)」を挿入することで、現行の条例を改正する。

第31節の改正

11. 第31節の最後の部分において「状況」の直後に「及び有罪判決を受けた場合には個人を適用対象とした刑罰に処せられる」を挿入することで、現行の条例を改正する。

第35節の改正

12. 現行の条例の第35節を以下のとおり改正する。

(a) 本節第(1)(d)項を以下に新たに置き換える。

「(d) 州の生物資源（保護資源を含む）又は生物多様性センターにおいて保管、保存又は維持されている資源、データ、展示物、情報又は素材へのアクセス及び利用に関する条件」、及び

(b) 本節第(2)(b)項を以下に新たに置き換える。

「(b) 処せられる刑罰について規定することができる、(i) これが個人による場合、5万リングット以上かつ20万リングットを超えない額の罰金、又は5年を超えない禁固刑、又はその両方、(ii) これが法人による場合、10万リングット以上かつ50万リングットを超えない額の罰金」。